

重要鉱物資源の安定供給確保のための外為法* 上のコア業種の追加

背景等

*外国為替及び外国貿易法

- レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図ることは、経済安全保障上重要な課題。気候変動対策等により、世界的にその需要の一層の拡大が見込まれることから、重要鉱物資源の安定供給確保に向けて喫緊に対応する必要。
 - 我が国が主権・主権的権利を有する海域等に賦存する重要鉱物資源の利用が可能となれば、海外に供給の大宗を依存している現状を脱却する上で重要。
- ⇒ 我が国として、資源調査能力等の維持・確保等が国家安全保障の観点から必要。

外為法のコア業種（注1）への追加（告示改正）

○レアアース等の重要鉱物資源34鉱種に係る以下の業種

- i) 金属鉱業（資源調査船の運航や、測量等を含む）
- ii) 金属鉱業の目的で使用する機器等（資源調査船・探査機、船舶用機器、掘削機等）の製造業、修理業、ソフトウェア業
- iii) 鉱物の成分分析業

○重要鉱物資源の調査を行う船舶の円滑な活動を可能とすべく、特定離島（注2）港湾施設等の整備等を行う建設業等

- （注1）「コア業種」は、外国投資家（非居住者、外国会社等）による対内直接投資等又は特定取得に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれ大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則として利用できない業種
- （注2）本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況等に照らして活動拠点として重要であり、かつ、活動拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして低潮線保全法に基づき政令で定める離島（沖ノ鳥島、南鳥島）